



鳥取県公報

平成 19 年 3 月 30 日 (金)
号外第 6 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則 (50) (産業開発課) 5
	鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則 (51) (労働雇用課) 7
	主要農作物種子法施行細則の一部を改正する規則 (52) (生産振興課) 10
	鳥取県出納局等事務決裁規則の一部を改正する規則 (53) (会計管理室) 12
	鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則を廃止する等の規則 (54) (同和対策課) 15
	土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則を廃止する 規則 (55) (景観まちづくり課) 17
	鳥取県産業技術センター条例施行規則を廃止する規則 (56) (産業技術センター) 18

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例及び鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例施行規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に出願された特許に係る職務発明に関し、補償金その他の規定の効力についての経過措置を講ずる等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 施行日前に出願された特許に係る職務発明について、廃止前の職員の職務発明等に関する規則の補償金等の支払の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。
- (2) 施行期日は、公布の日とし、平成18年4月1日から適用する。

鳥取県立高等技術専門校規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 県内における求人動向の変化にかんがみ、高等技術専門校において行う訓練の内容及び定員を見直す。
- (2) (1)に伴い、在職者に対して行う短期の職業訓練のうち、受講料の額を規則で定めることとされている高度な技能を習得する訓練に係る受講料の額を見直す。

2 規則の概要

- (1) 倉吉高等技術専門校の訓練科等を次のとおり改める。
- ア コンピュータ制御科（訓練期間1年）の定員を10人（現行 20人）に減員し、コンピュータ制御科（定員20人、訓練期間2年）を新設する。
- イ O Aシステム科を廃止する。
- ウ 建築科を廃止し、木造建築科（定員20人、訓練期間1年）を新設する。
- エ 総合実務科の定員を15人（現行 10人）に増員する。
- オ I T技術者育成科を廃止し、P Cネットワーク科（定員10人、24時間）を新設する。
- (2) 米子高等技術専門校の訓練科等を次のとおり改める。
- ア 設計・インテリア科（定員20人、訓練期間1年）を新設する。
- イ O A事務科及び造園エクステリア科を廃止する。
- ウ I T技術者育成科を廃止し、情報セキュリティ科（定員10人、20時間）を新設する。
- (3) 高等技術専門校に設置するP Cネットワーク科及び情報セキュリティ科の在職者訓練に係る受講料の額を、1時間につき400円とする。
- (4) 授業料の減免の対象となる者に、成年に達した生徒を扶養している者の疾病、障害及び死亡により授業料の納付が困難であると認められる者を加える。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

主要農作物種子法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 稲及び大豆の生産物審査時期について、実態に合わせた審査時期に改める。
- (2) 個人情報保護の観点から、指定種子生産ほ場等の指定書の交付を受けた者の住所等の公示を廃止する。

2 規則の概要

- (1) 次のとおり生産物の審査時期を改める。

区分	現行	改正後
稲	毎年11月1日から12月末日まで	毎年9月1日から翌年の1月末日まで
大豆	毎年11月1日から12月末日まで	毎年11月1日から翌年の2月末日まで

- (2) 指定種子生産ほ場等の指定書の交付を受けた者の住所等は、公示しないこととする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

鳥取県出納局等事務決裁規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県の行政組織の見直し及び地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 出納機関とみなされる機関から商工労働部産業技術センターを削り、鳥取県教育センター、鳥取県立図書館、鳥取県立博物館及び鳥取県スポーツセンターを加える。
- (2) 総合事務所の会計係長の専決事項に関する規定を削る。
- (3) 規則中「吏員」を「職員」に改める。
- (4) 規則中引用している地方自治法の根拠条項を改める。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則の廃止等について

1 規則の廃止理由

鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則の目的である県内の同和関係者の子等への修学のための資金の貸与については、日本学生支援機構第二種奨学金等の一般施策で対応が可能であることにかんがみ、同規則を廃止する。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則は、廃止する。
- (2) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則について、(1)に伴う所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成19年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則の廃止について

1 規則の廃止理由

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則(以下「規則」という。)を、次の理由にかんがみ、廃止する。

- (1) 鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業及び米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業に係る換地処分は、一部の再換地処分を除いてすでに完了しているため、利子補給制度はその役目を終えていること。
- (2) 昭和61年以降、新たな利子補給金の交付の実績がないこと。
土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子補給制度・・・鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業及び米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に伴い、移転者等が行う建築物の新築、改築等のための建築資金等に係る利子について利子補給金の交付を行う制度

2 規則の概要

- (1) 規則は、廃止する。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

鳥取県産業技術センター条例施行規則の廃止について

1 規則の廃止理由

鳥取県産業技術センター条例が廃止されることに伴い、鳥取県産業技術センター条例施行規則を廃止する。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県産業技術センター条例施行規則は、廃止する。
- (2) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

規 則

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第50号

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例施行規則（平成18年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（職員の職務発明等に関する規則の廃止）</p> <p>2 略</p> <p><u>（職員の職務発明等に関する規則の廃止に伴う経過措置）</u></p> <p>3 <u>この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に出願が受理された特許に係る職務発明については、廃止前の職員の職務発明等に関する規則（以下「旧規則」という。）第9条から第13条までの規定（旧規則第16条において準用する場合を含む。）は、施行日以後も、なおその効力を有する。</u></p> <p>4 <u>旧規則の規定によりされた手続その他の行為（条例附則第2項又は第3項の規定により条例の規定が適用される職務発明等に係るものに限る。）は、条例及びこの規則の相当する規定によりされた手続その他の行為とみなす。</u></p> <p>（この規則の失効）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（職員の職務発明等に関する規則の廃止）</p> <p>2 略</p> <p><u>（職員の職務発明等に関する規則の廃止に伴う経過措置）</u></p> <p>3 <u>前項の規定による廃止前の職員の職務発明等に関する規則の規定によりされた手続その他の行為（条例附則第2項又は第3項の規定により条例の規定が適用される職務発明等に係るものに限る。）は、条例及びこの規則の相当する規定によりされた手続その他の行為とみなす。</u></p> <p>（この規則の失効）</p>

5 略

4 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第51号

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等技術専門校規則（昭和45年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後						改 正 前						
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例（昭和44年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、鳥取県立高等技術専門校（以下「専門校」という。）の訓練課程の訓練科、訓練生定員、訓練期間その他必要な事項を定めるものとする。</p>						<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例（昭和44年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、鳥取県立高等技術専門校（以下「専門校」という。）の訓練課程の訓練科、訓練生定員、訓練期間その他必要な事項を定めることを目的とする。</p>						
<p>（職業訓練の種類等）</p> <p>第2条 専門校で行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。</p>						<p>（職業訓練の種類等）</p> <p>第2条 専門校で行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。</p>						
専門校 の名称	職業訓 練の種 類	訓練 課程	訓練科	訓練 生定 員	訓練 期間	専門校 の名称	職業訓 練の種 類	訓練 課程	訓練科	訓練 生定 員	訓練 期間	
鳥取県 立倉吉 高等技 術専門 校	普通職 業訓練	普通 課程	コンピ ュータ制 御科	10人	1年	鳥取県 立倉吉 高等技 術専門 校	普通職 業訓練	普通 課程	コンピ ュータ制 御科	20人	2年	
			コンピ ュータ制 御科	20人	2年				土木シ ステム 科	15人	1年	
			土木シ ステム 科	15人	1年					土木シ ステム 科	15人	1年
			木造建 築科	20人	1年					O A シ ステム 科	20人	1年
		短期 課程	総合実 務	15人	1年			短期 課程	建築科	20人	1年	
								短期 課程	総合実 務	10人	1年	

			科		
			PCネットワーク科	10人	24時間
鳥取県立米子高等技術専門学校	普通職業訓練	普通課程	自動車整備科	50人	2年
			建築システム科	30人	2年
			設計・インテリア科	20人	1年
		デザイン科	20人	1年	
		短期課程			
			情報セキュリティ科	10人	20時間

2 商工労働部長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する商工労働部長をいう。以下同じ。）は、特に必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、短期課程の普通職業訓練の訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間を定めることができる。

（受講料）

第14条 条例第7条第2項の規則で定める訓練は、PCネットワーク科及び情報セキュリティ科において行う訓練とし、その受講料の額は、1時間につき400円とする。

（授業料等の減免）

第16条 略

2 条例第8条の規定による授業料の減免は、次に掲げる者について行うものとする。

			科	10人	60時間		
			IT技術者育成科				
鳥取県立米子高等技術専門学校	普通職業訓練	普通課程	自動車整備科	50人	2年		
			建築システム科	30人	2年		
			デザイン科	20人	1年		
				短期課程			
					造園エクステリア科	10人	1年
					IT技術者育成科	10人	60時間

2 商工労働部長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県部等設置条例（平成6年鳥取県条例第5号）第1条の規定により設置される商工労働部の長をいう。以下同じ。）は、特に必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、短期課程の普通職業訓練の訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間を定めることができる。

（受講料）

第14条 条例第7条第2項の規則で定める訓練は、IT技術者育成科において行う訓練とし、その受講料の額は、1時間につき1,700円とする。

（授業料等の減免）

第16条 略

2 条例第8条の規定による授業料の減免は、次に掲げる者について行うものとする。

(1) 略	(1) 略
(2) <u>保護者又は成年に達した生徒を扶養している者(生徒と生計を一にする者に限る。)</u> の疾病、障害又は死亡により授業料の納付が困難であると認められる者	(2) 保護者の疾病、障害又は死亡により授業料の納付が困難であると認められる者
(3) 略	(3) 略
3 略	3 略

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

主要農作物種子法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第52号

主要農作物種子法施行細則の一部を改正する規則

主要農作物種子法施行細則（昭和27年鳥取県規則第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、主要農作物種子法（昭和27年法律第131号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定種子生産ほ場等の指定)</p> <p>第2条 知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する農林水産部長又は鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された生産振興課の長。以下同じ。）は、法第3条第1項又は第7条第2項の規定により、指定種子生産ほ場又は指定原種ほ若しくは指定原原種ほを指定した場合には、当該申請者に対し様式第1号による指定書を交付する。</p> <p>2 前項の規定により指定書の交付を受けた者は、様式第2号による標札を当該ほ場等に立てなければならない。</p> <p>(審査の実施方法)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、主要農作物種子法（昭和27年法律第131号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(指定種子生産ほ場等の指定)</p> <p>第2条 知事は、法第3条第1項又は第7条第2項の規定により、指定種子生産ほ場又は指定原種ほ若しくは指定原原種ほを指定した場合には、当該申請者に対し様式第1号による指定書を交付する。</p> <p>2 知事は、前項の規定により指定書を交付したときは、指定書の交付を受けた者の住所及び氏名又は名称を公示する。</p> <p>3 第1項の規定により指定書の交付を受けた者は、様式第2号による標札を当該ほ場等に立てなければならない。</p> <p>(審査の実施方法)</p>

第4条 法第4条の規定による審査は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる時期において、ほ場審査にあつては変種、異品種及び異種類の農作物並びに雑草の混入程度、病虫害及び気象被害の発生程度並びに農作物の生育状況につき、生産物審査にあつては発芽率並びに異品種粒、異種穀粒、雑草種子及び病虫害粒の混入程度につき別に定める審査の基準及び方法により行う。

区分	審査時期		
	ほ場審査		生産物審査
	第1期	第2期	
稲	出穂期	糊熟期	毎年9月1日から翌年の1月末日まで
略			
大豆	開花期	成熟期	毎年11月1日から翌年の2月末日まで

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

第4条 法第4条の規定による審査は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる時期において、ほ場審査にあつては変種、異品種及び異種類の農作物並びに雑草の混入程度、病虫害及び気象被害の発生程度並びに農作物の生育状況につき、生産物審査にあつては発芽率並びに異品種粒、異種穀粒、雑草種子及び病虫害粒の混入程度につき別に定める審査の基準及び方法により行う。

区分	審査時期		
	ほ場審査		生産物審査
	第1期	第2期	
稲	出穂期	糊熟期	毎年11月1日から12月末日まで
略			
大豆	開花期	成熟期	毎年11月1日から12月末日まで

(施行規定)

第6条 この規則に定めるものの外、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

鳥取県出納局等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第53号

鳥取県出納局等事務決裁規則の一部を改正する規則

鳥取県出納局等事務決裁規則（昭和49年鳥取県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除条及び別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動別表」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動後別表」という。）が存在する場合には、当該移動別表を当該移動後別表とし、移動別表に対応する移動後別表が存在しない場合には、当該移動別表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（10） 略</p> <p>（11） 出納機関の出納員 鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第2条第3号に規定する出納機関（同規則附則第2項から第12項までの規定により出納機関とみなされる総務部自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部消費生活センター、<u>農林水産部農業大学校、農林水産部和牛全共室、鳥取県東部総合事務所福祉保健局、鳥取県西部総合事務所福祉保健局、鳥取県教育センター、鳥取県立図書館、鳥取県立博物館及び鳥取県スポーツセンター</u>を含む。）に同規則第5条第2項の規定により置かれる出納員（同規則附則第2項から第12項までの規定により充てられる出納員を含む。）をいう。</p> <p>（12） 略</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（10） 略</p> <p>（11） 出納機関の出納員 鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第2条第3号に規定する出納機関（同規則附則第2項から第8項までの規定により出納機関とみなされる総務部自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部消費生活センター、<u>商工労働部産業技術センター及び農林水産部農業大学校並びに鳥取県東部総合事務所福祉保健局及び鳥取県西部総合事務所福祉保健局</u>を含む。）に同規則第5条第2項の規定により置かれる出納員（同規則附則第2項から第8項までの規定により充てられる出納員を含む。）をいう。</p> <p>（12） 略</p> <p>（<u>総合事務所の会計係長の専決事項</u>）</p> <p>第7条 <u>総合事務所の会計係長（会計に関する事務を担当する副主幹を含む。別表第5において同じ。）</u></p>

(出納局長等の委任決裁事項)

第7条 略

(代決)

第8条 代決は、次の表の左欄に掲げる正当決裁権者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ同表の右欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
略		
主幹及び副主幹	略	
幹	その他の事務にあっては、室長があらかじめ定める上席の職員	
略		

2 略

(専決、委任決裁又は代決に係る事務処理の制限)

第9条 略

(類推による専決)

第10条 別表第1から別表第5までに掲げられていない事項については、当該事項の内容により専決することが必要であり、かつ、適当であると認められる場合には、これらの表に掲げられている事項から類推して専決することができる。

(出納長の職務を代理する上席の出納員)

第11条 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法(昭和22年法律第67号)第170条第6項の上席の出納員は、出納局に置かれた出納員のうちあらかじめ出納長が指定した出納員とする。

別表第1 (第4条関係) 略

別表第2 (第5条関係) 略

別表第3 (第6条関係) 略

別表第4 (第6条関係) 略

の専決事項は、別表第5に掲げるとおりとする。

(出納局長等の委任決裁事項)

第8条 略

(代決)

第9条 代決は、次の表の左欄に掲げる正当決裁権者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ同表の右欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
略		
主幹及び副主幹	略	
幹	その他の事務にあっては、室長があらかじめ定める上席の吏員	
略		

2 略

(専決、委任決裁又は代決に係る事務処理の制限)

第10条 略

(類推による専決)

第11条 別表第1から別表第6までに掲げられていない事項については、当該事項の内容により専決することが必要であり、かつ、適当であると認められる場合には、これらの表に掲げられている事項から類推して専決することができる。

(出納長の職務を代理する上席の出納員)

第12条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第170条第6項の上席の出納員は、出納局に置かれた出納員のうちあらかじめ出納長が指定した出納員とする。

別表第1 略

別表第2 略

別表第3 略

別表第4 略

別表第5 (第7条関係) 略	別表第5 総合事務所の会計係長の専決事項			
	<table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>会計係長専決事項</th></tr></thead><tbody><tr><td>県民局企 画総務課 及び県民 局企画県 民課</td><td>1 1件10万円未満の支出(建設工 事請負費及び食糧費の支出を除 く。) 2 返納を伴わない資金前渡精算書 の確認</td></tr></tbody></table>	区 分	会計係長専決事項	県民局企 画総務課 及び県民 局企画県 民課
区 分	会計係長専決事項			
県民局企 画総務課 及び県民 局企画県 民課	1 1件10万円未満の支出(建設工 事請負費及び食糧費の支出を除 く。) 2 返納を伴わない資金前渡精算書 の確認			
	別表第6 略			

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則を廃止する等の規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第54号

鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則を廃止する等の規則

(鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則の廃止)

第1条 鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則(昭和62年鳥取県規則第56号)は、廃止する。

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年鳥取県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。)を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(市町村等が処理する事務の範囲)</p> <p>第2条 条例別表1の5の項に規定する規則で定める事務は、<u>鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則を廃止する等の規則(平成19年鳥取県規則第54号)附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則第1条の規定による廃止前の鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則(昭和62年鳥取県規則第56号)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 2～8 略</p>	<p>(市町村等が処理する事務の範囲)</p> <p>第2条 条例別表1の5の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則(昭和62年鳥取県規則第56号)に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>第6条の規定による申請書の受理及び知事への送付</u> (2) <u>第9条の規定による誓約書の受理及び知事への送付</u> (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 2～8 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に奨学金の貸与の決定を受けた者に係る当該決定に係る奨学金については、第1条の規定による廃止前の鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則の規定は、なおその効力を有する。

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第55号

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則を廃止する規則

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則（昭和47年鳥取県規則第70号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県産業技術センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第56号

鳥取県産業技術センター条例施行規則を廃止する規則

鳥取県産業技術センター条例施行規則（平成12年鳥取県規則第37号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。